

平成29年9月26日

平成29年台風第18号による被害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成29年台風第18号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

大分県 佐伯市、津久見市

2 繰上げ交付額

大分県 佐伯市	1,187百万円
津久見市	213百万円
合 計	<u>1,400百万円</u>

3 日程

平成29年9月26日(火) 交付決定

平成29年9月27日(水) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 山本、織田、宮原
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615